

原告 片倉一美 外 32 名

被告 国

証 拠 説 明 書 (甲 1 ～ 9 号証)

2018 (平成 30) 年 8 月 7 日

水戸地方裁判所 下妻支部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 坂 本 博 之
弁護士 大 木 一 俊
外

甲 号 証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
1 の 1	国土交通省の 2016 年 8 月 1 日付 質問事項回答		2016 年 9 月 9 日	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	<p>本書証は、被災地住民が国会議員を通じて 2016 年 8 月 1 日に国土交通省に提出した文書質問に対して、同年 9 月 9 日に国土交通省から出された回答である。</p> <p>そのうち、被告が、「いわゆる自然堤防」と呼んでいた砂丘林帯について、どうしてこれを河川区域に指定しなかったのか、についての回答について、立証の趣旨を述べるものである。</p> <p>(1) 被災地住民からの国土交通省に対する質問とその回答 「若宮戸地区の自然堤防の場所をなぜ河川区域に組み入れようとしなかったのかという質問に対して、国交省は「若宮戸地区については、河川法第 6 条第 1 項第 3 号の堤外の土地に該当しないことから、河川区域の指定をしておりません。」(6 月 1 日の回答 1-7)と答えています。ということは、現在建設中のような堤防が整備されない限り、河川区域の拡大がさ</p>			

	<p>れることはないのでしょうか。国交省の見解を明らかにしてください。」との質問に対して次の回答があった。</p> <p>(回答3-1)</p> <p>○ いわゆる三号地(河川法第6条第1項第3号に基づく河川区域)の指定は、当該土地がいわゆる一号地(同法第6条第1項第1号に基づく河川区域)と一体として管理を行う必要があるものと認められる場合に行われるものであり、必ずしも「堤防が整備されない限り、河川区域の拡大がされることはない」というわけではありません。</p> <p>○ 若宮戸の「いわゆる自然堤防」については、砂が堆積してできた地形であり、一号地と一体として管理を行う必要があるものとは認められないことから、三号地として指定をしていません。</p> <p>(2) 国土交通省の回答の誤りについて</p> <p>国土交通省は、上記のとおり、若宮戸の「いわゆる自然堤防」は、砂が堆積してできた地形であるから、河川区域に指定できないとしているが、これは、明らかに誤りである。砂が堆積してできた地形であれば、河川区域にならないとする根拠規定はない。そして、若宮戸地区の砂丘林は、自然堤防の上に砂が厚く堆積した、幅が広い河畔砂丘であり、さらに樹木の生育する樹林地となっており、洪水に対して十分な強度を有していた。従って、砂丘林であっても、相応の堤防機能を果たし得ることは明らかである。そこで、訴状では、この旨を主張した(22頁)。</p>									
甲 号 証	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1272 906 1373">目(原・写の別)</td> <td data-bbox="906 1272 1121 1373">写し</td> <td data-bbox="1121 1272 1428 1373">作成年月日</td> <td data-bbox="1428 1272 1436 1373">作成者</td> </tr> </table>	目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者					
目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者							
1 の 2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1373 906 1473">国土交通省の2016年8月9日付質問事項回答と、その添付別図一2</td> <td data-bbox="906 1373 1121 1473">2016年9月9日</td> <td data-bbox="1121 1373 1428 1473">国土交通省</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="341 1473 1428 1529" style="text-align: center;">立 証 趣 旨</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="341 1529 1428 1960"> <p>本書証は、被災地住民が国会議員を通じて2016年8月9日に国土交通省に提出した文書質問に対して、同年9月9日に国土交通省から出された回答である。文書は、回答書と添付図面で構成されている。</p> <p>そのうち、2014年に、ソーラー発電事業者によって、「自然堤防」と呼ばれていた、堤防機能を担っていた「自然堤防」の平面位置と、その高さ、そして、その洪水に対する氾濫防止機能等に関しての、国土交通省からの回答について、立証の趣旨を述べるものである。</p> </td> </tr> </table>	国土交通省の2016年8月9日付質問事項回答と、その添付別図一2	2016年9月9日	国土交通省	立 証 趣 旨			<p>本書証は、被災地住民が国会議員を通じて2016年8月9日に国土交通省に提出した文書質問に対して、同年9月9日に国土交通省から出された回答である。文書は、回答書と添付図面で構成されている。</p> <p>そのうち、2014年に、ソーラー発電事業者によって、「自然堤防」と呼ばれていた、堤防機能を担っていた「自然堤防」の平面位置と、その高さ、そして、その洪水に対する氾濫防止機能等に関しての、国土交通省からの回答について、立証の趣旨を述べるものである。</p>		
国土交通省の2016年8月9日付質問事項回答と、その添付別図一2	2016年9月9日	国土交通省								
立 証 趣 旨										
<p>本書証は、被災地住民が国会議員を通じて2016年8月9日に国土交通省に提出した文書質問に対して、同年9月9日に国土交通省から出された回答である。文書は、回答書と添付図面で構成されている。</p> <p>そのうち、2014年に、ソーラー発電事業者によって、「自然堤防」と呼ばれていた、堤防機能を担っていた「自然堤防」の平面位置と、その高さ、そして、その洪水に対する氾濫防止機能等に関しての、国土交通省からの回答について、立証の趣旨を述べるものである。</p>										

(質問追加2)

「掘削する前の若宮戸地区の『いわゆる自然堤防』の最も低い高さを国交省が把握しているということは、自然堤防の高さを広い範囲で国交省が測量していたことを意味します。掘削する前の『いわゆる自然堤防』の高さを測量した結果を図面で示してください。」との質問に対して次の回答があった。

(回答追加2)

「掘削する前の『いわゆる自然堤防』の高さを測量した結果は別図-2のとおりです。」とあった。

添付図面の「別図-2」には、2014年にソーラー発電事業者によって砂丘林(いわゆる自然堤防)が掘削される前の若宮戸地区の平面図と断面図が示されていた。平面図から2014年の掘削前の砂丘林の幅を読み取ることができ、若宮戸地区の砂丘林の標高が1mおきに表示されていた。それによれば、当時の同地区の砂丘林は、最も高いところは、Y.P. 22m以上はあり、その幅は、約15mはあった。

以上のところから、訴状では、「2014年掘削前の平面図を見ると、図2のとおり、砂丘林は、本件洪水での最高水位Y.P. 22m程度のところの幅が約15mあった。」(8頁)と主張したのである。

そして、併せて、2014年の掘削がなければ、砂丘林のほとんどは、本件洪水に対応できる幅を有しており、2014年の掘削によって若宮戸地区の溢水の危険性が著しく高まることになった旨の主張も行っている。

甲 号 証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
2	「平成27年9月関東・東北豪雨」に係る洪水被害及び復旧状況等について		2017年4月1日	国土交通省関東地方整備局
	立 証 趣 旨			
	上記書証は、国土交通省関東地方整備局が2015年9月の鬼怒川水害について洪水被害の状況と復旧対策等について取りまとめたものである。これには、鬼怒川全体の被災状況(本書証8頁。以下頁数のみ表示)、若宮戸地区(25.35km付近)(18~22頁)の被災状況の調査結果、そして、同地区の応急対策措置(17頁)等が記されている。 訴状において、本件水害では、鬼怒川左岸一帯が小貝川右岸までほぼ全域			

で水害被害が引き起こされていること（訴状6～7頁）を述べたが、本書証中の「鬼怒川氾濫による被災状況」（8～9頁）では、その状況が明らかにされている。そして、25.35km地点付近での「いわゆる自然堤防」は、昭和55年頃までに、大きく減少している事実、並びにソーラー発電業者（2社）による、ソーラー発電パネルの設置位置等は、「8. 鬼怒川25.35k（常総市若宮戸地先）等の被災状況の調査結果について①」（18～19頁）に明らかにされている。

そして、訴状において、2016年3月から、ソーラー発電事業者による「いわゆる自然堤防」の掘削が始まり、周辺住民は被告にそれを止めさせるように要請したが、これがならず、結局、本件水害を引き起こされた経緯を主張し、この地盤掘削がなければ、本件の溢水量がはるかに小さく済んだことを主張したが（訴状9～10頁）、これらの事実関係は、本書証の、前同「被災状況の調査結果について③」において明らかにされている事実から、これを立証するものである。

なお、訴状添付の「図3 ソーラー発電事業者による砂丘林（いわゆる自然堤防）の掘削範囲（概念図）」は、本書証19頁の平面図（概念図）を用いている。そして、同添付の「図4 若宮戸の砂丘林の掘削前と掘削後の断面図（概念図）」は、本書証22頁の断面図（概念図）を用いている。

甲 号 証	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
3	第1回 鬼怒川堤防調査委員会資料		2015年9月28日	国土交通省関東地方整備局
	立 証 趣 旨			
	<p>上記の書証は、国土交通省関東地方整備局が、2015年9月の鬼怒川水害の後に設置した鬼怒川堤防調査委員会が作成した報告書である。同報告書では、鬼怒川の特長、鬼怒川水害の経過、上三坂地区の堤防決壊の経過をとりまとめ、堤防決壊のメカニズムが検討されている。</p> <p>この報告書では、鬼怒川の河道特性（4頁）、上三坂の堤防決壊の経過（16頁）、堤防決壊のメカニズム（20頁）等が記されている。</p> <p>訴状では、①上三坂の堤防決壊の経過や②鬼怒川水害の被災の状況（10～11頁）を主張しているが、①は本書証の16頁、②は同8頁などでの記述に基づくものである。</p>			

	<p>訴状添付「図5 上三坂2.1km付近の堤防高縦断図」は、本書証の20頁の被災メカニズムの検証(越水)の縦断図を用いている。そして、「図7 鬼怒川の河道状況」は、本書証4頁の「鬼怒川の河道特性の図」を用いている。</p>			
甲号証	標目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
4	平成15年度若宮戸地先築堤設計業務報告書 抜粋		2004年3月	サンコーコンサルタント株式会社
	立証趣旨			
	<p>国土交通省関東地方整備局が、茨城県結城郡石下町若宮戸地先における鬼怒川左岸24.50～26.00kmの1350mの築堤詳細設計を行うことを目的として、サンコーコンサルタント(株)に委託発注した報告書である。</p> <p>この報告書では、その「詳細設計」は、4-1～4-13頁に若宮戸地先の築堤の第1案、第2案の平面図、断面図等が記されている。</p> <p>本報告書は委託しただけで終わり、築堤詳細設計の結果が生かされることはなかった。</p> <p>訴状では、「被告は2003年度に、砂丘林の最高部が計画高水位よりも低い25.35km地点を含む24.5～25.8kmの区間について築堤の詳細設計をしておきながら、その報告書をお蔵入りにして、改修事業に反映させることはなかった」(20頁)と主張しているが、本書証において、これを立証するものである。</p> <p>訴状添付「図1 若宮戸地区の平面図(河川区域の境界線)」は、本書証の末尾付属資料の平面図(その2)、(その3)に記されている河川区域境界の位置に基づいて、同図に河川区域の境界線を記入したものである。</p>			
甲号証	標目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
5	利根川水系工事实施基本計画		1992年4月	建設省河川局
	立証趣旨			
	<p>本書証は、1992年4月に改訂された「利根川水系工事实施基本計画」である。</p>			

	<p>1997年の河川法改正前は水系ごとに工事实施基本計画を策定し、河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項等を定めることになっていた。鬼怒川を含む利根川水系に関しては、1965年に策定され、その後、1973年、1980年、1992年に改定され、1992年の改定では既設の五十里・川俣・川治ダム3ダムに加えて湯西川ダムを建設するように改められた。</p> <p>訴状においては、利根川水系工事实施基本計画の内容を例示するために、1992年改定の利根川水系工事实施基本計画について記述した(17頁)。これについて、本書証をもって立証する。</p>			
甲号証	標目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
6	鬼怒川改修事業(関東地方整備局事業評価監視委員会平成14年度第3回資料)		2002年12月19日	国土交通省関東地方整備局
	立証趣旨			
<p>本書証は、2002年12月に策定された「鬼怒川改修事業」である。「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、いわゆる政策評価法に基づき、直轄河川改修事業についても事業評価が行われ、河川改修の実施計画が示されることになった。</p> <p>鬼怒川に関しては本件水害前には2002年度、2007年度、2011年度、2014年度に事業評価が行われた。本書証は国土交通省関東地方整備局が2002年度に行った事業評価の資料である。なお、2007年度までは「鬼怒川改修事業」の名称であった。これによれば、「堤防高の不足している区間から築堤を実施」(13頁)と記されている。</p> <p>訴状では、本書証の上記記述に基づいて、鬼怒川においては、堤防高の不足が特に大きい上三坂地区は優先して築堤が行われなければならないと主張している(20頁)。</p>				
甲号証	標目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
7	鬼怒川直轄河川改修事業(関東地方整備局事業評価監視委員会平成23年度第9回資料)		2012年1月11日	国土交通省関東地方整備局

立 証 趣 旨				
<p>本書証は、いわゆる政策評価法に基づき、国土交通省関東地方整備局が2011年度に行った鬼怒川直轄河川改修事業の事業評価の資料である。</p> <p>本書証の「今後の改修方針（事業位置図 下流）」（8頁）には、概ね5.2kmより下流を主な整備区間として、当面7年で整備をする区間、その後の概ね20~30年で整備する区間が具体的に示されている。この改修事業計画においては、この図を見ると、若宮戸地区は当面7年の整備、概ね20~30年の整備のいずれの対象でもない。また、上三坂地区は当面7年の整備の対象ではなく、その後の概ね20~30年の整備の対象になっている。</p> <p>訴状では、「ウ 直轄河川の改修事業の経過」において、このことについて、「若宮戸地区は堤防整備区間になっておらず、上三坂地区は、当面7年の堤防整備区間でなく、その後の概ね20~30年の堤防整備区間となっていた」と指摘した（18頁）。本書証をもって、これを立証する。</p> <p>訴状添付「図8 2011年度鬼怒川直轄河川改修事業による河川改修の実施計画」は、本書証の「今後の改修方針（事業位置図 下流）」（8頁）を用いている。</p>				
甲 号	標 目（原・写の別）	写し	作成年月日	作成者
8	鬼怒川直轄河川改修事業（関東地方整備局事業評価監視委員会平成26年度第4回資料）		2014年10月10日	国土交通省関東地方整備局
	立 証 趣 旨			
<p>本書証は、いわゆる政策評価法に基づき、国土交通省関東地方整備局が2014年度に行った鬼怒川直轄河川改修事業の事業評価の資料である。</p> <p>本書証の「今後の改修方針（事業位置図）」（9頁）には、概ね5.2kmより下流における整備区間として、当面7年で整備される区間、その後の概ね20~30年で整備される区間が具体的に示されている。この図を見ると、若宮戸地区は当面7年の整備、概ね20~30年の整備のいずれの対象でもない。また、上三坂地区は当面7年の整備の対象ではなく、その後の概ね20年~30年の整備の対象になっている。</p> <p>訴状では、「ウ 直轄河川の改修事業の経過」において、このことについて</p>				

	<p>て、「若宮戸地区は堤防整備区間になっておらず、上三坂地区は当面7年の堤防整備区間でなく、その後の概ね20～30年の堤防整備区間となっていた」と指摘した(18頁)。本書証をもって、これを立証する。</p> <p>訴状添付「図9 2014年度鬼怒川直轄河川改修事業による河川改修の実施計画」は、本書証9頁の「今後の改修方針(事業位置図)」の図を用い、上三坂地区と若宮戸地区の位置を示して「上三坂地区は20～30年以内に改修の予定」と「若宮戸地区は対象外」であることを加筆したものである。</p>			
甲号証	標目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
9	平成27年水害統計		2017年3月22日	国土交通省
	立証趣旨			
	<p>本書証は、平成27年の「水害統計」である。</p> <p>国土交通省は毎年、全国の洪水の被害状況を調査し、「水害統計」として公表している。2015年の「水害統計」については2017年3月22日に国土交通省のホームページに公表されている。本書証はそのうちの鬼怒川下流域の下妻市及び常総市の被害状況を取り出したものである。</p> <p>訴状では、本書証に基づき、「国土交通省の『平成27年水害統計調査』(2017年3月22日(甲9号証))によれば、常総市の2015年の被害額が1401億円にもなっている。」(22頁)と主張している。これを証するものである。</p>			